

様

大井九条の会 代表 田村 嘉浩
〒258-0018 大井町金手1074-7
連絡先 大井九条の会事務局 (83-7551 パシコム気付)

日頃の大井町議会や町内でのご活動に敬意を表します。

私たちは「大井九条の会」と称しまして、澤地 久枝さん等、9名の呼び掛け人により作られました「九条の会」に呼応して、大井町で憲法九条を守ろうと2014年11月に有志で作られた会です。

今回、大井町町長選挙にあたり、立候補を表明した方々に、日本国憲法等に対するお考えをお聞きしたく、本公開質問状をお渡しするものです。ご回答につきましては、「大井九条の会」のホームページ等で公開する予定しております。

突然のお願いで恐縮ですが、是非ご回答ください。

質問は次の2点についてです。

それぞれ各項の回答のうちどれかをご選択ください。(○で囲んでください)

尚、何か別途コメントがありましたら、便箋等に25日までにお書きください。ご連絡くだされば受取りにまいります。

1. 日本国憲法9条についてのお考えをお聞きします。

- ①日本国憲法9条は、平和のため大きな力となっており、変えるべきではない。
- ②変えることは必要だが、安倍内閣のもとでは、変えるべきではない。
- ③遅くとも2020年までには、変えるべきだ。

2. 大井町は非核都市宣言の決議や平和首長会への加盟など平和への意思表示を町内外に示していますが、今後の町の平和施策をどのようにお考えか、お聞きします。

- ①平和運動の進んだ自治体にならい、平和行事などを増やし充実すべきだ。平和を発信する町としていきたい。
- ②現状の平和施策で十分であり、特に付け加える必要はない。

上記2点に対して大井九条の会では次のように考えております。

1. 日本国憲法九条の改定について

中南米や東南アジアなど、武力を背景にしないで対話によって紛争を解決した、平和な地域が増えています。そうした中で、日本国憲法九条のすばらしさが世界的に注目をあびています。また、紛争の根本原因に貧困があると考え、農業支援、水路建設、教育支援、医療支援など国際貢献を行っている個人、NPOの人達の多くは、憲法九条の改定に反対です。かえって憲法九条によって自分が守られていると語っています。尖閣諸島の問題では、いままでともに中国との外交交渉を行ってこなかった日本外交を改め、武力威嚇ではなく、対話による解決を目指すべきと考えます。

以上述べた通り、憲法九条の改定には反対です。

2. 大井町の平和運動について

大井九条の会では、今まで3回にわたり、戦時体験を聞き、参加者の平和の思いを語ってもらう会を行ってきました。同時に、戦時体験を聞き取る活動を行い、戦時体験集を3号にわたり発行してきました。私たちは、こうした活動をもっと幅広く、町の平和行事として行っていただきたいと考えております。

以上